

◎がん登録等の推進に関する法律

(平成二五年二月二三日法律第一一一号) (参)

一、提案理由 (平成二五年二月三日・参議院厚生労働委員会)

○委員以外の議員(尾辻秀久君) ただいま議題となりましたがん登録等の推進に関する法律案につきまして、自由民主党、公明党、みんなの党、日本共産党、日本維新の会及び社会民主党・護憲連合を代表し、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

がんは、国民の疾病による死亡の最大の原因となっているなど国民の生命及び健康にとって重大な問題となっております。こうした中、国民の生活習慣とがんとの相関関係を明らかにするため、健康増進法第十六条の努力義務規定に基づき、全ての都道府県において、地域がん登録事業が実施されでいるところですが、しかしながら、各都道府県のがん登録の精度にばらつきがあり、全国の罹患率は二十五府県の、五年生存率は七府県のがん登録情報を用いて推計しているのが現状です。また、医療施設のがん診療評価を目的とした院内がん登録についても、更な

がん登録等の推進に関する法律

る充実が求められております。

そこで、本法律案は、平成十八年に成立したがん対策基本法の趣旨にのっとり、全国がん登録の実施、全国がん登録情報等の利用、提供、保護等のほか、院内がん登録等の推進に関する事項を定め、あわせて、がん登録等により得られた情報の活用について定めることにより、がん医療及びがん検診の質の向上、がんの予防の推進その他のがん対策の科学的知見に基づく実施を始め、がん対策の充実につなげようとするものであります。

次に、本法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、病院及び都道府県知事により指定された診療所に対し、がんに関する情報についての都道府県知事に対する届出を義務付けることとしております。また、都道府県知事は、届け出られた情報を審査及び整理した後、厚生労働大臣に提出し、厚生労働大臣は、これらの情報を審査及び整理した後、全国がん登録データベースに記録することとしております。

第二に、厚生労働大臣は、都道府県知事等を經由して市町村長から提出された死亡者情報票に基づき、生存確認情報等を全国がん登録データベースに記録することとしております。

第三に、全国がん登録情報等の利用及び提供に当たつての要件及び手続を定めております。特に、全国がん登録情報等の提供に当たつては、厚生労働大臣及び都道府県知事は、あらかじ

め、がん、がん医療等又はがんの予防に関する学識経験のある者及び個人情報保護に関する学識経験のある者等で組織される審議会等の意見を聴かなければならないこととしております。

第四に、全国がん登録情報等を厳格に保護するため、適切な管理、利用及び提供の制限、秘密保持義務等について定めるとともに、秘密漏示等に対する罰則を設けております。

第五に、専門的ながん医療の提供を行う病院等の開設者及び管理者は、厚生労働大臣が定める指針に即して院内がん登録を実施するよう努めるものとしております。

第六に、国、都道府県、市町村等が、全国がん登録等により得られた情報を活用し、がん対策の充実等に努めるものとしております。

なお、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が本法律案の提案の理由及び内容の概要であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

二、参議院厚生労働委員長報告(平成二五年二月四日)

○石井みどり君 ただいま議題となりました両法律案につきま

して、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

.....(略).....

次に、がん登録等の推進に関する法律案は、国民の疾病による死亡の最大の原因となっているなど、がんが国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状に鑑み、がん対策基本法の趣旨にのっとり、全国がん登録の実施、全国がん登録情報等の利用、提供、保護等のほか、院内がん登録等の推進に関する事項を定め、あわせて、がん登録等により得られた情報の活用について定めることにより、がん対策の科学的知見に基づく実施を始め、がん対策の充実につなげようとするものであります。

委員会におきましては、発議者尾辻秀久君から趣旨説明を聴取し、次いで、本法律案は予算を伴うものであることから、国会法第五十七条の三の規定に基づいて内閣から意見を聴取しましたところ、田村厚生労働大臣より政府としては異議はない旨の意見が述べられました。

続いて、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、衆議院厚生労働委員長報告（平成二五年二月六日）

○後藤茂之君 たいま議題となりました各案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

.....(略).....

次に、がん登録等の推進に関する法律案について申し上げます。

本案は、がん対策基本法の趣旨にのっとり、がん対策を科学的知見に基づき実施するため、全国がん登録の実施並びにこれに係る情報の利用及び提供、保護等について定めるとともに、院内がん登録等の推進に関する事項を定め、あわせて、がん登録等により得られた情報の活用について定めることにより、がんに係る調査研究を推進し、がん対策の一層の充実を図ろうとするものであります。

本案は、参議院提出に係るもので、昨日日本委員会に付託され、本日、参議院議員尾辻秀久君から提案理由の説明を聴取し、討論、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。